

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2025年 6月 18日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号	
氏名 住友化学株式会社	
代表取締役会長 岩田 圭一	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
（事務連絡先）大阪工場 環境安全部	
電話番号 06-6466-5081	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	住友化学株式会社 大阪工場
事業場の所在地	大阪府大阪市此花区春日出中三丁目1番98号
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16：化学工業
②事業の規模	製造品出荷額：36,728百万円
③従業員数	1,329人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙フローのとおり

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙、管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	655 t	2332 t
	(これまでに実施した取組) ・リサイクル担当者組織体制を補強し、分別や3Rの周知を推進。排出者責任や適正排出などの管理を一層強化。 ・液中燃焼炉による社内処分の実施 ・外部委託に関しては、リサイクル処理および優良事業者選択を重視して実施。 ・おおさかプラスチックごみゼロ宣言に参画。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	197 t	2262 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃棄物の発生量は、製品の生産量に左右されるため、年度計画予算を基準とした係数(当年度/前年度)を用いて目標排出量を記載。 ・リサイクル担当者会議等をとおして分別や3R、適正処理について継続周知。 ・液中燃焼炉による社内処分の継続。 プラ新法に準じて、外部処理委託先と再生処理を検討予定。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・産廃の種類ごとに分別。ナノマテリアル関連の廃棄物も分別保管・排出を実施し、マイクロプラスチックの環境影響の予防を推進。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状維持		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず
1464 t	14732 t	266 t	5 t

②計画

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず
1405 t	14143 t	258 t	5 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	金属くず	ガラスくず等	蛍光灯
15 t	33 t	108 t	1 t

②計画

木くず	金属くず	ガラスくず等	蛍光灯
15 t	32 t	105 t	1 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃電池類	石綿含有廃プラスチック類	廃水銀等	廃電気機械器具
1 t	1 t	1 t	1 t

②計画

廃電池類	石綿含有廃プラスチック類	廃水銀等	廃電気機械器具
1 t	1 t	1 t	1 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	実績なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	予定なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2192 t	1410 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2126 t	1354 t
（今後実施する予定の取組） ・産業廃棄物を一層精査して、液中燃焼炉による焼却を実施予定。			

(第3面-2)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

廃アルカリ			
0 t	t	t	t
14707 t	t	t	t

②計画

廃アルカリ			
0 t	t	t	t
14119 t	t	t	t

(第4面-1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	実績なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	予定なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	655 t	140 t
	優良認定処理業者への処理委託量	655 t	137 t
	再生利用業者への処理委託量	526 t	65 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・必要に応じて、産廃業者との情報共有で堅実な引き渡しを実施。		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず
54 t	11 t	266 t	5 t
54 t	11 t	156 t	5 t
0 t	4 t	125 t	5 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	金属くず	ガラスくず等	蛍光灯
15 t	33 t	108 t	1 t
15 t	1 t	83 t	0 t
15 t	33 t	108 t	1 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃電池類	石綿含有廃プラスチック類	廃水銀等	廃電気機械器具
1 t	1 t	1 t	1 t
0 t	1 t	1 t	1 t
1 t	1 t	1 t	1 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	197 t	136 t
	優良認定処理業者への処理委託量	197 t	133 t
	再生利用業者への処理委託量	158 t	63 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・プラ類新法に準じた取り組み。			
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず
52 t	11 t	258 t	5 t
52 t	11 t	151 t	5 t
0 t	4 t	121 t	5 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第5面-3)

②計画

木くず	金属くず	ガラスくず等	蛍光灯
15 t	32 t	105 t	1 t
15 t	1 t	81 t	0 t
15 t	32 t	105 t	1 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

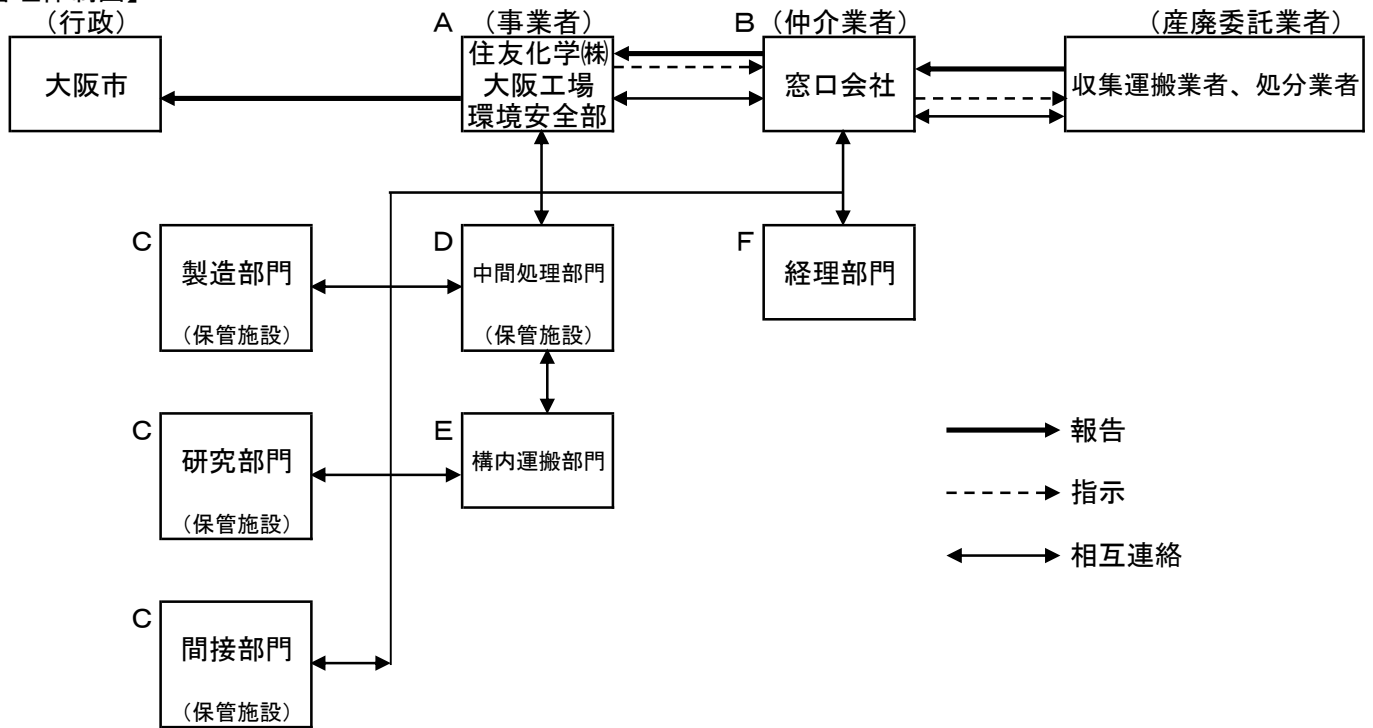
②計画

廃電池類	石綿含有廃プラスチック類	廃水銀等	廃電気機械器具
1 t	1 t	1 t	1 t
0 t	1 t	1 t	1 t
1 t	1 t	1 t	1 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

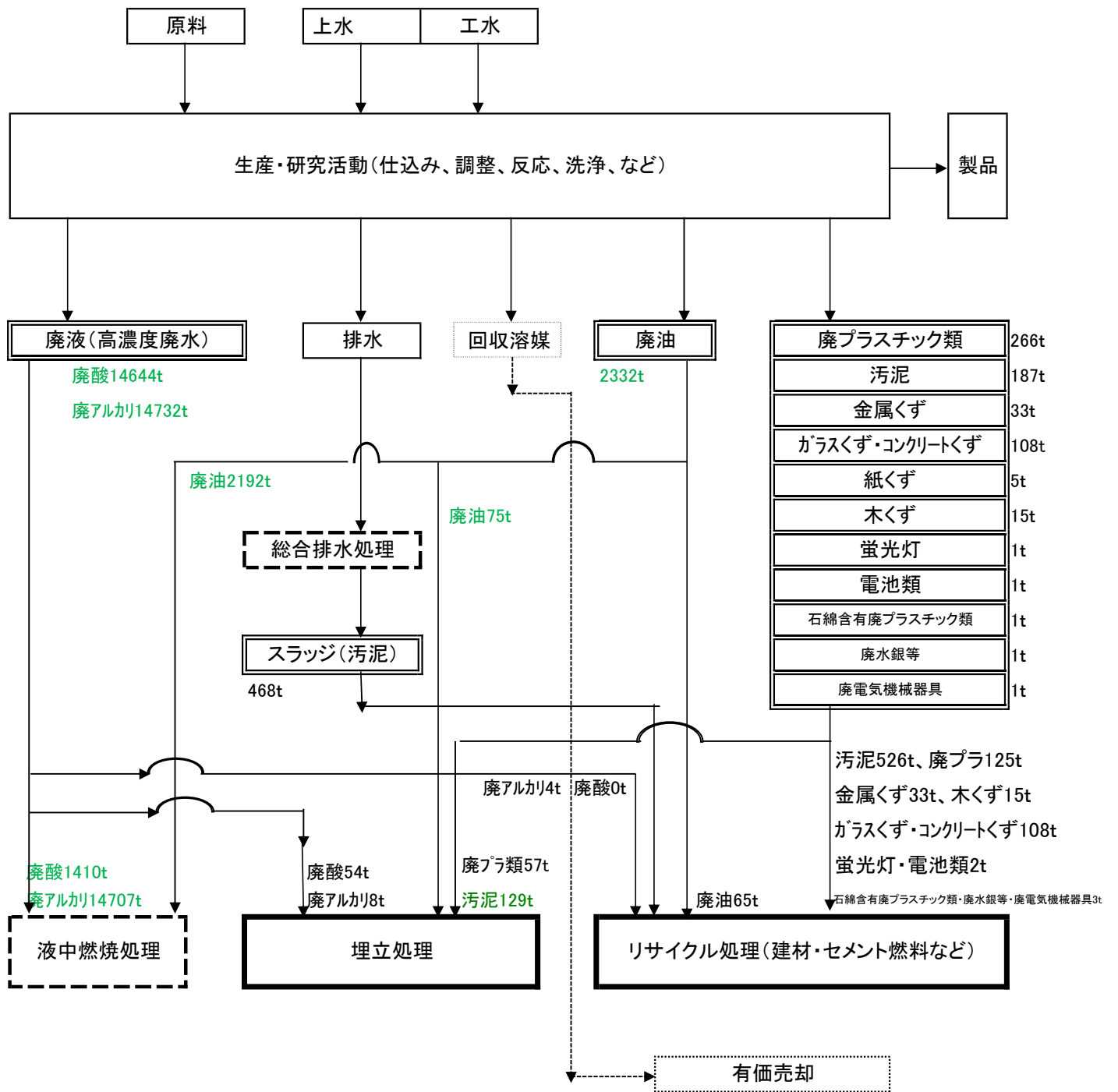
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【管理体制図】



【各部署の役割】	役割
A : 環境安全部	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に管理 産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量および性状等のチェック、集計等 処理施設（事業場内・外）の定期的査察 行政に対する申請・届出・報告など 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票（マニフェスト）等の管理 産業廃棄物の適正管理および減量化等に関する社内啓発 各部署間の調整および指示 廃棄物の資源化・減量化および適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定およびその実施 産業廃棄物の処理費用管理と仲介業者への費用処理 その他必要に応じてB, C, D, E, Fへ連絡 など
B : 仲介業者(業務委託)	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の種類、性状、発生量および排出量等の把握 保管施設での保管量の把握、記録の作成等 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票（マニフェスト）等の管理 最終処分場の稼働状況の把握、記録の作成等 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 産業廃棄物の適正処理費用の見積と仲介費用処理 上記内容をAに報告 その他必要に応じてC, D, Eへ連絡 など
C : 製造部門 研究部門 間接部門	<ul style="list-style-type: none"> 製造、研究、開発支援部門で発生する産業廃棄物について管理、必要部署へ連絡、保管 委託伝票（マニフェスト）の発行 保管施設での保管量の把握、記録の作成等 産業廃棄物減量化の調査研究 上記内容やその他必要に応じてA, B, D, Eへ連絡 など
D : 中間処理部門	<ul style="list-style-type: none"> 中間処理施設の運転維持管理点検 中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 保管施設での保管量の把握、記録の作成等 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 上記内容やその他必要に応じてA, B, C, Eへ連絡 など
E : 構内運搬部門	<ul style="list-style-type: none"> 自社で中間処理する産業廃棄物の運搬 上記内容やその他必要に応じてA, B, C, Dへ連絡 など
F : 経理部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理費の支払い業務 上記内容やその他必要に応じてA, B, C, Dへ連絡 など



 : 産業廃棄物および特別管理産業廃棄物

 : 社内処理施設

 : 外部委託処理

 : 有価売却

四捨五入調整のため合計数が一致しない場合があります。